

安平町耐震改修促進計画  
(案)

令和5年3月

北海道安平町

## 目 次

1. 計画の目的等	1
2. 安平町の概要	2
3. 安平町における地震の想定と地震動評価	4
4. 民間住宅・建築物の耐震化の現況と目標	11
5. 公共建築物の耐震化の現況と目標	20
6. 住宅・建築物の耐震化促進に向けた取組み方針	26
7. 安平町の住宅・建築物の耐震化促進に向けた施策	28
8. 耐震改修促進法及び建築基準法に基づく指導等について	30
9. 計画の推進に関する事項	31

# 1. 計画の目的等

## (1) 計画の目的

安平町においては、平成30年9月6日未明に発生した北海道胆振東部地震において、有史以来初となる震度6強を観測し、重傷者7名、軽傷者10名のほか、全壊家屋93戸、半壊家屋366戸に及ぶ住家被害が発生した。後述する安平町における被害想定地震では、町内最大計測震度6.8（気象庁震度階級：震度7）が想定され、人的被害、建物被害ともに、この度の災害を上廻る被害が想定されている。

このような状況を鑑みると、住宅・建築物の耐震化の状況や避難経路等について状況を把握し、耐震診断や耐震改修に係わる情報提供を行い、耐震性の向上についての普及啓発を図る必要がある。

また、公共施設については、災害時の指定避難所となるため率先して耐震化を推進するとともに、計画的かつ効率的に耐震対策を実施し、町民の防災意識の向上や防災に係わる基盤づくり、町民の人命と財産を守る仕組みづくりを図る必要がある。

安平町の状況を踏まえ、住宅や建築物の耐震化目標、揺れやすさマップの作成及び公表、優先的に耐震化に着手すべき建築物や公共施設の設定、地域住民等との連携による啓発活動等について整理し、大地震が発生した場合に建築物の倒壊などの被害及びこれに起因する生命、身体、財産の被害を未然に防止し、町内に現存する建築物の耐震性の向上を戦略的に図り、安全で安心な暮らしを実現することを目的とする。

## (2) 計画の位置付け

安平町耐震改修促進計画（以下、「本計画」という。）は、平成30年6月に改正された「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下、「耐震改修促進法」という。）第6条第1項の規定に基づき、安平町の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため策定するものである。

また、本計画は、平成28年5月に北海道が策定し、令和3年4月に見直しを行った「北海道耐震改修促進計画（以下、「道計画」という。）」の内容を勘案しつつ、町の上位計画である、住生活基本計画、公営住宅等長寿命化計画、地域防災計画、公共施設等総合管理計画等との整合を図る。

## (3) 計画の期間

本計画の計画期間は、国の「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（令和3年12月21日最終改正、国土交通省告示第1537号、以下、「基本方針」という。）における住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率の目標年度、及び道計画の計画期間との整合性を図るため、令和5年度から令和7年度までの3年を前期、令和8年度から令和12年度までの5年を後期とする計8年間とする。

なお、社会情勢の大きな変化や新たな施策の実施、耐震化の進捗状況等を踏まえ、前期終了後に目標の達成度について検証し、必要に応じて見直しを行うこととする。

## 2. 安平町の概要

### (1) 位置と地勢

安平町は、北海道の南西部に位置し、北は由仁町、東は厚真町、南は苫小牧市、西は千歳市に隣接している。道都札幌市から約 50km、北海道の空の玄関口である新千歳空港からは約 20km に位置し、交通の便の良い地域といえる。町の面積は 237.16 km<sup>2</sup> であり、うち、可住地面積は 117.99 km<sup>2</sup> となっている。

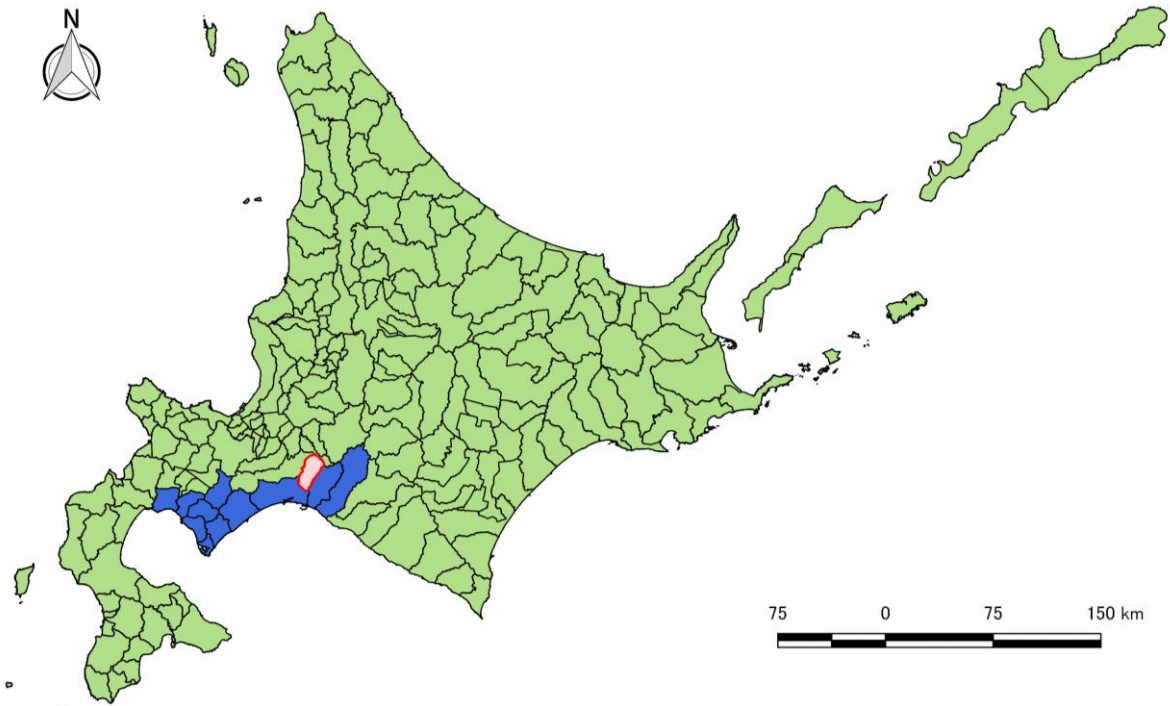


図2-1 安平町の位置

### (2) 町の概要

安平町の歴史は、明治 22 年に植苗村美々からフモンケ（現在の安平町早来富岡）に入植・開墾が行われたことにより始まる。また、同年には室蘭線と夕張線の鉄道施設を建設するために工事関係者の入植が始まり、明治 25 年に室蘭線・夕張線が開通、現在の追分に両線の分岐点として停車場と機関庫が設置されたことにより、鉄道関係者の定住が進んだ。

一方、鉄道の開通は開拓も促進し、農業関係者の移住も進み、農林業、馬産業が発展するほか、商工業も人口の増加に伴い立地が進み、町として形が整った。

その後、明治 33 年に植苗村と勇払村の一部が分村して安平村となり、現在の早来に戸長役場が置かれた。明治 39 年には二級町村制が、大正 12 年には一級町村制が施行され、昭和 27 年には追分村が分村、翌 28 年に町制が施行され追分町が誕生した。また、分村後の安平村は昭和 29 年に名称変更して早来村に、その後、昭和 32 年に町制が施行され早来町となった。

そして、平成 18 年に早来町と追分町が新設合併し、現在の安平町が誕生した。近年では、新千歳空港や道都札幌にも程近いといった立地条件を活かし、産業振興と定住人口の拡大に努めるなど、潜在的な可能性の高い地域として今後の発展が期待される。

### (3) 人口・世帯数

人口は、合併直前の平成 17 年には約 9,100 人、令和 2 年には約 7,300 人と減少傾向が続いている。

一方、世帯数については合併前後のしばらくの期間、3,700～3,800 世帯程度で推移していたが、令和 2 年には 250 世帯を超える減少があり、その多くは追分地区の世帯減少となっている。

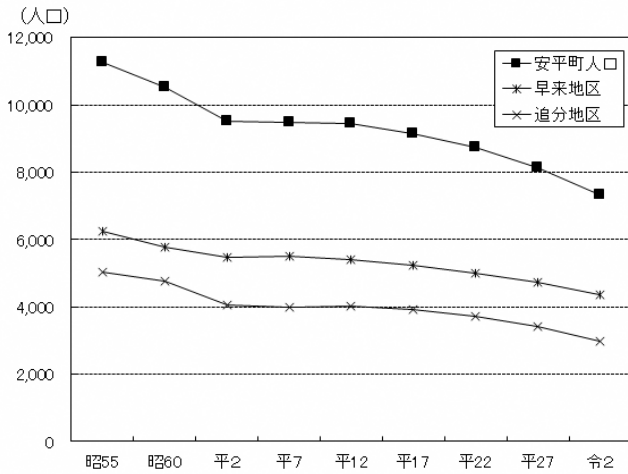


図 2-2 安平町の人口推移

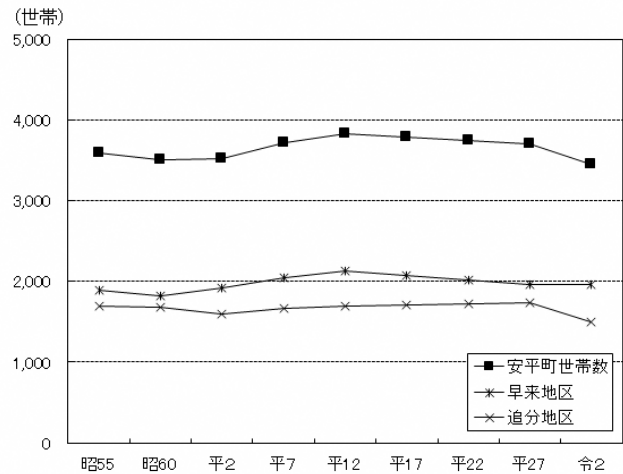


図 2-3 安平町の世帯数推移

表 2-1 安平町の人口・世帯数

	昭 55	昭 60	平 2	平 7	平 12	平 17	平 22	平 27	令 2
安平町人口	11,258	10,526	9,519	9,484	9,438	9,131	8,726	8,148	7,340
早来地区	6,234	5,760	5,474	5,504	5,407	5,225	5,015	4,737	4,358
追分地区	5,024	4,766	4,045	3,980	4,031	3,906	3,711	3,411	2,982
安平町世帯数	3,594	3,506	3,513	3,712	3,829	3,788	3,747	3,706	3,451
早来地区	1,898	1,820	1,913	2,047	2,133	2,078	2,023	1,968	1,955
追分地区	1,696	1,686	1,600	1,665	1,696	1,710	1,724	1,738	1,496

(図表ともに各年国勢調査結果(総務省統計局))

### (4) 気象

月別の気温(気象庁厚真観測所)と降水量(気象庁安平観測所)について、平成 24 年から令和 3 年の 10 年平均値を見ると、年間平均気温は 7.2℃であり、北海道平均と比較すると暖かい。また、降水は春から秋にかけて多く、冬期の降雪が少ないことから、北海道の中では気象条件に恵まれた地域となっている。

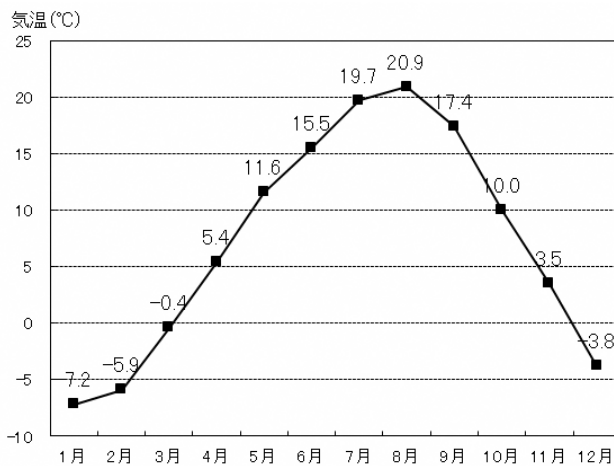


図 2-4 安平町の月別気温(厚真観測所)

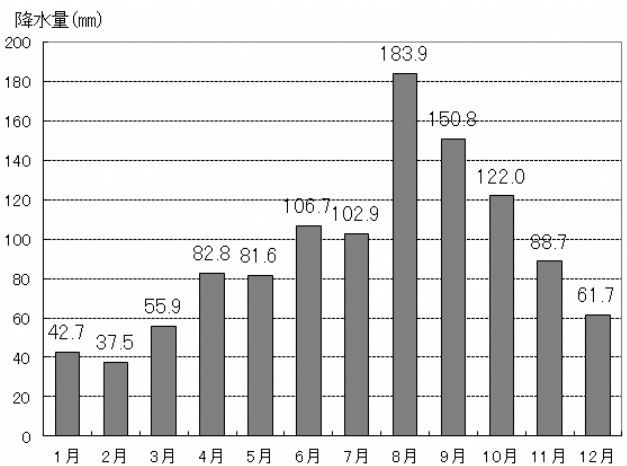


図 2-5 安平町の月別降水量(安平観測所)

### 3. 安平町における地震の想定と地震動評価

#### (1) 安平町に被害をもたらした過去の地震

戦後、安平町に特に大きな被害をもたらす地震は発生していなかったが、平成30年9月6日未明に発生した北海道胆振東部地震において、有史以来初となる震度6強を観測し、人命に関わる被害は生じなかったものの、全壊家屋93戸、半壊家屋366戸に及ぶ被害が生じた。北海道胆振東部地震を含め、安平町内で被害が確認された地震とその余震の発生状況、及びその際の被害等を表3-1に示す。

表3-1 安平町における過去の地震被害

	地震の発生日時	震央地名	マグニチュード	本町又は近隣市町震度	地震による本町の被害等
1	S27/3/4 10:22:43	十勝沖	8.2	4 (苫小牧)	倒壊家屋有り
2	S43/5/16 9:48:55	青森県 東方沖	7.9	5 (苫小牧)	一部倒壊25棟、道路損壊3箇所、商品被害250万円、被害総額680万円
3	S62/1/14 20:03:49	十勝地方 南部	6.6	4 (苫小牧)	商品被害10万円
4	H5/1/15 20:06:07	釧路沖	7.5	4 (苫小牧)	商品被害427万円
5	H15/9/26 4:50:07	十勝沖	8.0	5強 (厚真)	非住宅一部破損1棟、道路損壊3箇所、商品被害20万円、被害総額400万円
	(同日) 6:08:02	十勝沖	7.1	5弱 (厚真)	上記の余震
6	H25/2/2 23:17:36	十勝地方 南部	6.5	5弱 (早来北進)	軽傷1名、小学校窓のひび割れ3箇所
7	H29/7/1 23:45:53	胆振地方 中東部	5.1	5弱 (早来北進)	住宅関係 煙突ブロック破損1件 農業関係 牛舎等ブロック壁・屋根破損1件 商工関係 商品落下等5件(商品被害13.3万円) 企業水道管はずれ、壁一部崩壊 役場 パソコン破損(被害8万円) 墓地 墓石破損1件、剥離2件
8	H30/9/6 3:07:59	胆振地方 中東部	6.7	6強 (早来北進)	平成30年北海道胆振東部地震 人的被害 重傷者7名、軽傷者10名 住家被害 全壊93棟、大規模半壊56棟、半壊310棟、一部破損2,481棟 非住家被害 全壊343棟、大規模半壊62棟、半壊493棟、一部損壊2,178棟(追分小、早来中を含む) 断水・停電 3,593戸(全戸) 避難者数 718名(9/7、避難所7箇所、最大人数) インフラ被害 河川7箇所、道路60箇所、橋梁2箇所、等
	(同日) 6:11:30	胆振地方 中東部	5.4	4 (早来北進)	上記の余震
	H30/10/5 8:58:49	胆振地方 中東部	5.2	4 (早来北進)	上記の余震
9	H31/2/21 21:22:40	胆振地方 中東部	5.8	5強 (追分柏が丘)	住家被害 一部損壊2棟 非住家被害 労働会館一部損壊

資料：安平町地域防災計画（令和2年12月修正版）

気象庁HP＞各種データ・資料＞震度データベース検索

## (2) 北海道における被害想定

### ① 北海道における想定地震

「北海道地域防災計画」では、平成24年6月の修正において、北海道に被害を及ぼす可能性のある地震の見直しが行われ、千島海溝や日本海溝から陸側へ潜り込むプレート境界付近やアムールプレートの衝突に伴って日本海東縁部付近で発生する海溝型地震と、その結果圧縮された陸域で発生する内陸型地震に大別された。海溝型地震は、プレート境界そのもので発生するプレート間の地震や平成5年（1993年）釧路沖地震のようなプレート内部のやや深い地震からなる。内陸型地震としては、主に内陸部に分布する活断層や地下に伏在していると推定される断層による地震、過去に発生した内陸地震などである。

既往の研究成果、特に海溝型地震と内陸型活断層に関する最新の研究成果等の検討により、北海道に被害を及ぼす可能性のある30地震が整理された（図3-1、表3-2）。「道計画」においても、当該30地震を被害想定地震としている。

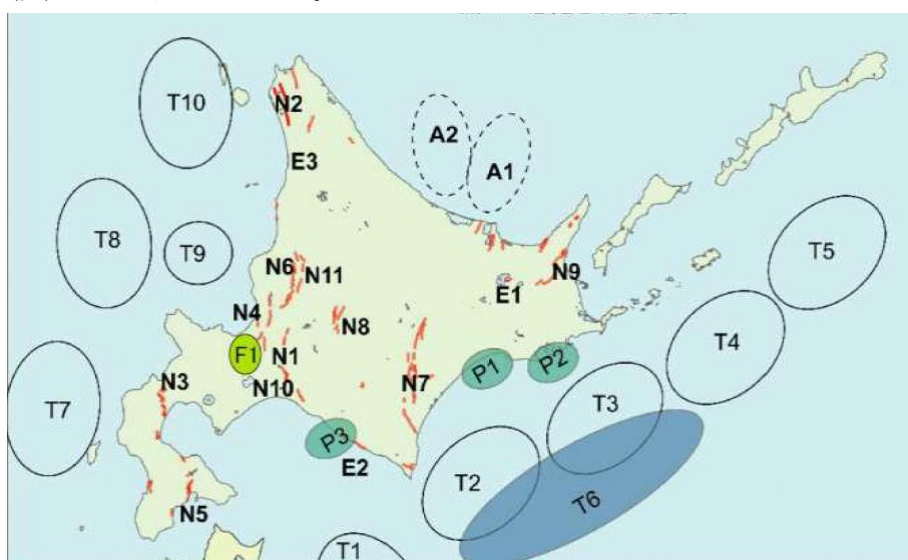


図3-1 北海道に被害を及ぼす可能性のある地震（被害想定地震）

表3-2 北海道に被害を及ぼす可能性のある地震（被害想定地震）

海溝型地震		内陸型地震	
(千島海溝/日本海溝)		(活断層帯)	
T1	三陸沖北部	N10	石狩低地東縁南部
T2	十勝沖	N11	沼田-砂川付近
T3	根室沖		(伏在断層)
T4	色丹島沖	F1	札幌市直下
T5	択捉島沖		(既往の内陸地震)
T6	500年間隔地震	E1	弟子屈地域
	(日本海東縁部)	E2	浦河周辺
T7	北海道南西沖	E3	道北地域
T8	積丹半島沖		(オホーツク海)
T9	留萌沖	N7	A1 網走沖
T10	北海道北西沖		A2 紋別沖(紋別構造線)
	(プレート内)	N8	富良野
P1	釧路直下		西部
P2	厚岸直下		東部
P3	日高中部	N9	標津

また、減災目標を検討するための詳細な被害想定を算定する想定地震として、24 地震 54 断層モデルが選定された(図3-2、表3-3)。北海道では、北海道防災会議地震火山対策部会地震専門委員会において、この想定地震をもとに、平成24年度から平成28年度にかけて被害想定を算定を行い、平成30年2月に「平成28年度地震被害想定調査結果報告書」(以下、「地震被害想定調査結果報告書」という)を公表した。

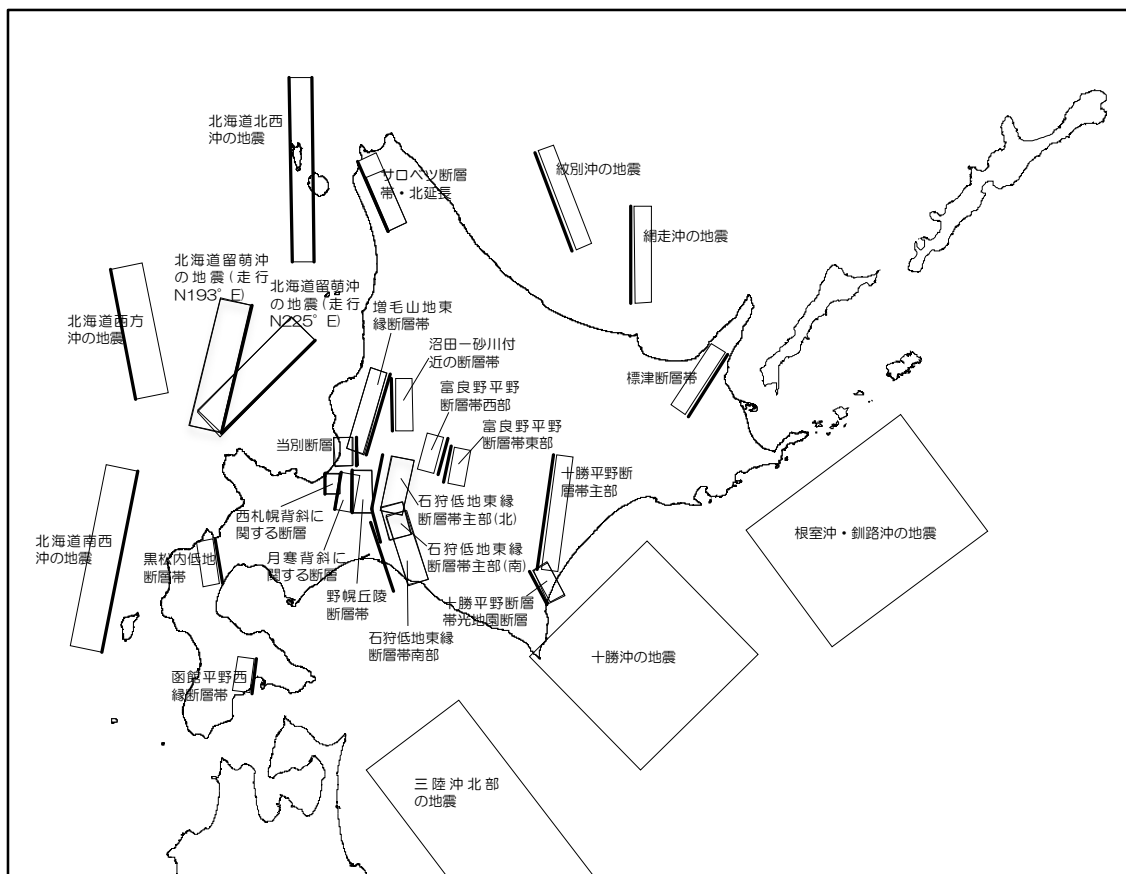


図3-2 詳細な被害想定を算定する想定地震(24地震)

表3-3 詳細な被害想定を算定する想定地震(24地震54断層モデル)

地震名	断層モデル	地震名	断層モデル
標津断層帯	30_1、45_5	沼田-砂川付近の断層帯	45_1、45_2、45_3、45_4、30_3、30_4
十勝平野断層帯主部	30_3、45_2、45_5	黒松内低地断層帯	45_3、45_4、30_5
富良野断層帯西部	30_2、30_5、45_3	函館平野西縁断層帯	45_2、45_3
増毛山地東縁断層帯	30_2、45_1、45_2、45_3、45_4、45_5	サロベツ断層帯・北延長	30_2、30_3、30_5
当別断層帯	30_2、30_5	西札幌背斜に関連する断層	-
石狩低地東縁断層帯主部(北)・断層上端深さ7km	30_1、30_5、45_1	月寒背斜に関連する断層	-
石狩低地東縁断層帯主部(北)・断層上端深さ3km	30_2、45_2、45_3、45_5	野幌丘陵断層帯	45_1
石狩低地東縁断層帯主部(南)・断層上端深さ3km	45_2、45_5	根室沖・釧路沖	-
石狩低地東縁断層帯南部・断層上端深さ7km	30_5	十勝沖	-
石狩低地東縁断層帯南部・断層上端深さ3km	30_2、30_3、30_5	三陸沖北部	-
		北海道北西沖	No.2、No.5
		北海道南西沖	No.2
		北海道留萌沖(走向N193° E)	No.1
		北海道留萌沖(走向N225° E)	No.2



② 想定地震による被害想定

北海道が公表した地震被害想定調査結果報告書では、全 14 振興局単位の被害想定結果に加え、振興局単位を超える計算結果の整理等を行った全道版の地震動による被害想定を公表している。表 3-4 には、「冬期の早朝 5 時」において、各振興局管内及び全道で人的被害（死者数）が最大となる想定地震と当該想定地震による被害想定結果を示した。

表 3-4 各振興局管内及び全道で人的被害が最大となる地震に係る被害想定

振興局	死者数が最大となる想定地震	最大震度階級	人的被害(人)			建物被害(棟)		
			総人口	死者数	重軽傷者数	総棟数	全壊棟数 (全壊割合)	半壊棟数 (半壊割合)
空知	沼田-砂川付近の断層帯(30_4)	7	311,713	366	768	162,359	8,371 (5.2%)	7,112 (4.4%)
石狩	月寒背斜に関する断層	7	2,360,832	979	18,543	564,217	22,634 (4.0%)	42,160 (7.5%)
後志	北海道留萌沖(N225° E, No.2)	7	224,190	36	722	118,931	819 (0.7%)	3,617 (3.0%)
胆振	石狩低地東縁断層帯南部(深さ 3km, 30_3)	7	413,968	58	706	161,835	1,771 (1.1%)	2,906 (1.8%)
日高	十勝沖	6強	73,316	9	84	54,888	63 (0.1%)	274 (0.5%)
	石狩低地東縁断層帯南部(深さ 3km, 30_2)	7		9	199		489 (0.9%)	1,161 (2.1%)
渡島	函館平野西縁断層帯(45_3)	7	424,808	35	634	188,265	1,835 (1.0%)	3,364 (1.8%)
檜山	北海道南西沖(No.2)	7	40,312	18	291	29,105	767 (2.6%)	1,815 (6.2%)
上川	富良野断層帯西部(45_3)	7	521,087	46	517	224,059	1,322 (0.6%)	1,892 (0.8%)
留萌	増毛山地東縁断層帯(30_2)	7	50,170	24	424	31,599	991 (3.1%)	2,306 (7.3%)
宗谷	北海道北西沖(No.2)	7	68,153	103	277	37,118	2,280 (6.1%)	1,935 (5.2%)
オホーツク	標津断層帯(30_1)	7	305,998	36	364	152,607	1,656 (1.1%)	2,713 (1.8%)
十勝	十勝平野断層帯主部(45_2)	7	351,443	68	1,390	175,596	3,336 (1.9%)	7,888 (4.5%)
釧路	十勝沖	6強	248,209	20	683	106,417	589 (0.6%)	2,666 (2.5%)
根室	標津断層帯(45_5)	6強	80,847	5	170	49,380	213 (0.4%)	1,112 (2.3%)
全道	月寒背斜に関する断層	7	2,360,832	985	18,807	1,535,258	22,982 (1.5%)	43,968 (2.9%)

(平成 28 年度地震被害想定調査結果報告書(平成 30 年 2 月)より抜粋)

※「人的被害」については、揺れの他、急傾斜地崩壊、火災被害による死者数、重軽傷者数。

※「建物被害」については、揺れの他、液状化、急傾斜地崩壊による全壊棟数、半壊棟数。

### (3) 安平町における被害想定

#### ① 想定地震の選定

地震被害想定調査結果報告書とともに公表された市町村ごとの被害想定結果によると、「冬期の早朝 5 時」において、安平町の人的被害（死者数）が最大となる想定地震は、「石狩低地東縁断層帯南部・断層上端深さ 3km」の「30\_5 断層モデル」となっていることから、本町では「石狩低地東縁断層帯南部・断層上端深さ 3km、30\_5 断層モデル」を被害想定地震として選定する。

表3-5 想定地震における安平町の人的被害想定

地震名	断層モデル	人的被害	地震名	断層モデル	人的被害
十勝平野断層帯主部	30_3	1人未満	石狩低地東縁断層帯南部・断層上端深さ 3km	30_2	1人未満
	45_2	1人未満		30_3	1人未満
	45_5	1人未満		30_5	2人
富良野断層帯西部	30_2	1人未満	沼田-砂川付近の断層帯	30_3	0人
	30_5	1人未満		30_4	1人未満
	45_3	1人未満		45_1	1人未満
増毛山地東縁断層帯	30_2	0人		45_2	1人未満
	45_1	1人未満		45_3	0人
	45_2	0人		45_4	1人未満
	45_3	1人未満	黒松内低地断層帯	30_5	0人
45_4	1人未満	45_3		0人	
45_5	1人未満	45_4		0人	
当別断層帯	30_2	1人未満	函館平野西縁断層帯	45_2	0人
	30_5	0人		45_3	0人
石狩低地東縁断層帯主部(北)・断層上端深さ 7km	30_1	1人未満	西札幌背斜に関連する断層	—	0人
	30_5	1人未満	月寒背斜に関連する断層	—	1人未満
	45_1	1人未満	野幌丘陵断層帯	45_1	1人未満
石狩低地東縁断層帯主部(北)・断層上端深さ 3km	30_2	1人未満	十勝沖	—	1人未満
	45_2	1人未満	三陸沖北部	—	1人未満
	45_3	1人未満	北海道北西沖	No.2	1人未満
	45_5	1人未満		No.5	0人
石狩低地東縁断層帯主部(南)・断層上端深さ 3km	45_2	1人未満	北海道南西沖	No.2	1人未満
	45_5	1人未満	北海道留萌沖(走向 N193° E)	No.1	1人未満
石狩低地東縁断層帯南部・断層上端深さ 7km	30_5	1人未満	北海道留萌沖(走向 N225° E)	No.2	1人未満

(平成 28 年度地震被害想定調査結果報告書(平成 30 年 2 月)より抜粋)

※「人的被害」については、揺れの他、急傾斜地崩壊、火災被害による死者数、重軽傷者数。

## ② 想定地震による被害想定

安平町の被害想定地震として選定した「石狩低地東縁断層帯南部・断層上端深さ3km、30\_5断層モデル」の「冬期の早朝5時」における被害想定結果を表3-6に示す。また、参考のため、胆振総合振興局管内及び全道で人的被害が最大となる被害想定地震における、安平町の被害想定結果も合わせて示した。

なお、表中の町内最大震度は、町内全域いずれかの評価単位（250mメッシュ）における地表最大震度であり、町内全域で当該震度が想定されているわけではない。

表3-6 被害想定地震における安平町内の被害想定（冬期の早朝5時）

被害想定地震	町内最大計測震度	人的被害(人)		建物被害(棟)		備考
		死者数	重軽傷者数	全壊棟数	半壊棟数	
石狩低地東縁断層帯南部(深さ3km, 30_5)	6.8	2	101	159	368	安平町で人的被害が最大
<b>【参考】</b>						
石狩低地東縁断層帯南部(深さ3km, 30_3)	6.5	1人未満	56	61	211	胆振総合振興局管内で人的被害が最大
月寒背斜に関する断層	5.5	1人未満	1人未満	1棟未満	3	全道で人的被害が最大

(平成28年度地震被害想定調査結果報告書(平成30年2月)より抜粋)

※「人的被害」については、揺れその他、急傾斜地崩壊、火災被害による死者数、重軽傷者数。

※「建物被害」については、揺れその他、液状化、急傾斜地崩壊による全壊棟数、半壊棟数。

## ③ 揺れやすさマップの更新

北海道が整備した250mメッシュ地震動データから、本町の被害想定対象地震である「石狩低地東縁断層帯南部・断層上端深さ3km、30\_5断層モデル」を選択し、本町地区区分に従って再表示した「揺れやすさマップ」を図3-3に示す。また、地区区分毎の最大計測震度と震度階級を表3-7に示す。

なお、図表に示す震度階級は、各地区の250mメッシュ地震動データの最大計測震度を代表値として抽出して震度階級に変換したものであり、地区全体で同じ震度階級が観測されるわけではない。

揺れやすさマップは、気象庁震度階級に対応する地区界を色分けして記載している。

### ◇ 気象庁震度階級表

気象庁震度階級	震度4以下	震度5弱	震度5強	震度6弱	震度6強	震度7
計測震度	～4.4	4.5～4.9	5.0～5.4	5.5～5.9	6.0～6.4	6.5～

また、マップには、北海道が指定する「地震時に通行を確保すべき道路（緊急輸送道路）」を掲載している。「地震時に通行を確保すべき道路」及びその指定については、本計画の第4章「(5)地震時に通行を確保すべき道路の沿道建築物について」にて詳述する。

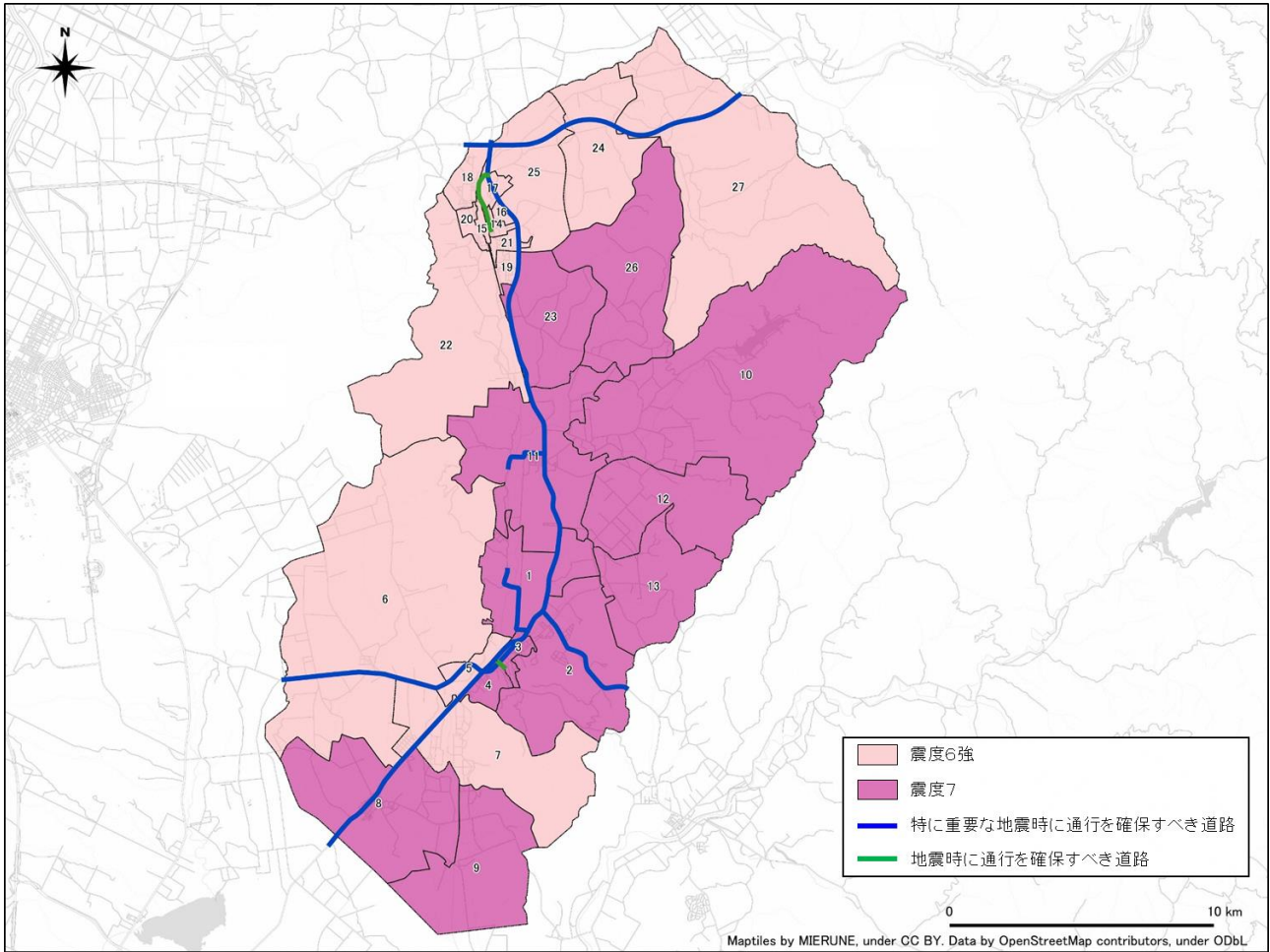


図3-3 揺れやすさマップ：石狩低地東縁断層帯南部深さ3km (30\_5) の地震

表3-7 石狩低地東縁断層帯南部深さ3km (30\_5) の地震による地区毎の最大計測震度と震度階級

地区名	最大計測震度	震度階級	地区名	最大計測震度	震度階級
1 東早来	6.73	7	15 追分中央	6.33	6強
2 早来北進	6.63	7	16 追分柏が丘	6.33	6強
3 早来大町	6.54	7	17 追分緑が丘	6.29	6強
4 早来栄町	6.52	7	18 追分青葉	6.32	6強
5 早来北町	6.47	6強	19 追分若草	6.46	6強
6 早来富岡	6.44	6強	20 追分白樺	6.33	6強
7 早来新栄	6.47	6強	21 追分花園	6.35	6強
8 遠浅	6.71	7	22 追分豊栄	6.45	6強
9 早来源武	6.73	7	23 追分弥生	6.58	7
10 早来瑞穂	6.68	7	24 追分向陽	6.33	6強
11 安平	6.76	7	25 追分美園	6.37	6強
12 早来緑丘	6.76	7	26 追分春日	6.62	7
13 早来守田	6.64	7	27 追分旭	6.29	6強
14 追分本町	6.33	6強			

## 4. 民間住宅・建築物の耐震化の現況と目標

### (1) 民間戸建住宅の耐震化の現況

#### ① 固定資産税台帳に基づく民間戸建住宅総数

令和4年1月1日現在の固定資産税台帳に基づくと、本町の民間戸建住宅総数は2,843戸となっている。なお、この民間戸建住宅総数：2,843戸は、抽出条件『「建物種類（用途）：専用住宅、併用住宅」、「課税フラグ：課税」かつ「増改築区分：新築」に該当し、「家屋異動事由：滅失」を除く』ものである。

建設年度別に見ると、昭和57年以降に建設された戸建住宅が1,604戸（56.4%）、昭和56年以前に建設された戸建住宅が1,239戸（43.6%）となっている。

※新耐震基準：昭和56年に現在の耐震基準が施行され、建築物の確認申請の受付日が昭和56年6月1日以降の建物は、新耐震基準に該当する。本計画においては、統計資料等との整合を図るため昭和57年以降建設の建築物について、新耐震基準に該当するものとする。

民間戸建住宅総数 2,843戸 (100.0%)	昭和57年以降の建設 1,604戸 (56.4%)
	昭和56年以前の建設 1,239戸 (43.6%)

図4-1 固定資産税台帳（令和4年1月1日現在）に基づく民間戸建住宅の内訳

#### ② 民間戸建住宅の耐震化の現況（推計）

民間戸建住宅の総数2,843戸のうち、昭和57年以降に建設された1,604戸については耐震性を有する。一方、昭和56年以前に建設されたものであっても、一定程度は耐震性を有していると考えられる。以下、道計画に基づく計算により、昭和56年以前に建設された民間戸建て住宅1,239戸のうち、耐震性を有すると考えられる戸数を推計する。

#### ◇北海道耐震改修促進計画に基づく推計

道計画7ページ<道内の耐震化の状況>によれば、令和2年度時点において、昭和56年以前に建設された住宅約340千戸のうち約162千戸については耐震性を有しており、その割合は47.6%となっている。

◇住宅・土地統計調査に基づく推計

住宅・土地統計調査（平成 30 年、総務省統計局）によれば、昭和 56 年以前に建設された北海道内の木造戸建住宅のうち、平成 28 年以降に耐震改修工事を実施したものの割合は 1.3%である。

- ・昭和 56 年以前に建設された戸建住宅が耐震性を有する割合 : 47.6%
- ・昭和 56 年以前に建設された戸建住宅が耐震改修済みである割合 : 1.3%
- ・本町の昭和 56 年以前に建設された戸建住宅総数 : 1,239 戸  
 ⇒耐震性を有する : 1,239 戸×47.6%=590 戸  
 ⇒耐震改修済みである : 1,239 戸× 1.3%= 16 戸

よって、本町の昭和 56 年以前に建設された戸建住宅 1,239 戸のうち、606 戸は耐震性を有すると推計される。

本町の民間戸建住宅 2,843 戸のうち、昭和 56 年に改正された建築基準法に基づく新耐震基準に適合する耐震性を有する戸建住宅は 2,210 戸（77.7%）、新耐震基準に適合せず耐震性が不十分な戸建住宅は 633 戸（22.3%）となっている。

- ・民間戸建住宅の耐震化率（現況）： 77.7%

民間戸建住宅総数 2,843戸 (100.0%)	昭和57年以降の建設 1,604戸 (56.4%)		耐震性を満たす 2,210戸 (77.7%)
	昭和56年以前の建設 1,239戸 (43.6%)	耐震性有り 590戸 (20.7%)	<b>耐震化率:77.7(%)</b>
		耐震改修済み 16戸 (0.6%)	
		耐震性なし 633戸 (22.3%)	耐震性が不十分 633戸 (22.3%)

図4-2 固定資産税台帳（令和 4 年 1 月 1 日現在）に基づく民間戸建住宅の耐震化率の現況（推計）

## (2) 民間集合住宅の耐震化の現況

### ① 固定資産税台帳に基づく民間集合住宅総数

令和4年1月1日現在の固定資産税台帳（抽出条件『「建物種類（用途）：共同住宅、寄宿舍、長屋」、「課税フラグ：課税」かつ「増改築区分：新築」に該当し、「家屋異動事由：滅失」を除く』）に基づくと、本町の民間集合住宅総数は103棟となっている（表4-1参照）。

建設年度別に見ると、建築基準法による耐震規定が強化された昭和57年以降に建設された集合住宅が97棟（92.6%）、昭和56年以前に建設された戸建住宅が6棟（7.4%）となっている。

### ② 民間集合住宅の耐震化の現況（推計）

民間集合住宅の総数103棟のうち、昭和57年以降に建設された97棟については耐震性を有する。一方、昭和56年以前に建設されたものであっても、一定程度は耐震性を有していると考えられる。以下、道計画に基づいて、昭和56年以前に建設された6棟のうち、耐震性を有すると考えられる棟数を推計する。

#### ◇北海道耐震改修促進計画に基づく推計

道計画7ページ<道内の耐震化の状況>によれば、令和2年度時点において、昭和56年以前に建設された共同住宅約141千戸のうち約90千戸については耐震性を有しており、その割合は63.8%となっている。

- ・昭和56年以前に建設された集合住宅が耐震性を有する割合 : 63.8%
  - ・本町の昭和56年以前に建設された戸建戸建住宅総数 : 6棟
- ⇒耐震性を有する : 6棟×63.8%=4棟

表4-1 固定資産税台帳（令和4年1月1日現在）に基づく民間集合住宅の耐震化率の現況（推計）

民間集合住宅 の総数 A=B+C	昭和57年 以降の建設 B	昭和56年以前の建設		耐震性有り と推計される棟数 F=B+D	耐震化率 (%)
		C=D+E	耐震性有り D		
103	97	6	4	2	98.1

本町の民間集合住宅103棟のうち、昭和56年に改正された建築基準法に基づく新耐震基準に適合する耐震性を有する集合住宅は101棟（98.1%）、新耐震基準に適合せず耐震性が不十分な集合住宅は2棟（1.9%）となっている。

- ・民間集合住宅の耐震化率（現況）：98.1%

## (3) 民間多数利用建築物の耐震化の現況

### ① 固定資産税台帳に基づく民間多数利用建築物総数

令和4年1月1日現在の固定資産税台帳に基づくと、本町における民間建築物で耐震改修促進法第14条第1号に掲げる多数の者が利用する建築物（以下、「多数利用建築物」という。該当要件を表4-2に示す。）に該当するものは9棟となっている。

建設年度別に見ると、建築基準法による耐震規定が強化された昭和57年以降に建設された民間多数利用建築物が7棟（77.8%）、昭和56年以前に建設された民間多数利用建築物が2棟（22.2%）となっている。

表4-2 多数利用建築物等の要件

用途等	特定既存耐震不適格建築物 (法第14条)	要緊急安全確認 大規模建築物 (法附則第3条)
・幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所	階数2以上かつ 500㎡以上	階数2以上かつ 1,500㎡以上
・小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数2以上かつ 1,000㎡以上 (屋内運動場の面積を含む)	階数2以上かつ 3,000㎡以上 (屋内運動場の面積を含む)
・小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校以外の学校	階数3以上かつ 1,000㎡以上	/
・体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ 1,000㎡以上	階数1以上かつ 5,000㎡以上
・老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これに類するもの ・老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数2以上かつ 1,000㎡以上	階数2以上かつ 5,000㎡以上
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設</li> <li>・病院、診療所</li> <li>・劇場、観覧場、映画館、演芸場</li> <li>・集会場、公会堂</li> <li>・展示場</li> <li>・百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗</li> <li>・ホテル、旅館</li> <li>・博物館、美術館、図書館</li> <li>・遊技場</li> <li>・公衆浴場</li> <li>・飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これに類するもの</li> <li>・理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗</li> <li>・車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの</li> <li>・自動車車庫その他自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設</li> <li>・保健所、税務署、その他これらに類する公益上必要な建築物</li> </ul>	階数3以上かつ 1,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上
<ul style="list-style-type: none"> <li>・卸売市場</li> <li>・賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿</li> <li>・事務所</li> <li>・工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く)</li> </ul>		/
・危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	階数1以上かつ 5,000㎡以上で敷地境界線から一定距離以内に存する建築物
・地震時に通行を確保すべき道路の沿道建築物	政令等で定める寸法を超える建築物又は組積造の塀	/

※特定既存耐震不適格建築物のうち、太枠内が「多数利用建築物」に該当する。



## ② 民間多数利用建築物の耐震化の現況

本町の民間多数利用建築物のうち、昭和 56 年以前に建設された 2 棟については、平成 29 年度に耐震診断を実施し、新耐震基準に適合する耐震性を有すると判定されている。

本町の民間多数利用建築物 9 棟については、すべて昭和 56 年に改正された建築基準法に基づく新耐震基準に適合している。

- ・民間多数利用建築物の耐震化率（現況）：100%
- ・特定既存耐震不適格建築物（耐震改修促進法第 14 条第 1 号及び第 2 号）：該当なし

## (4) 要緊急安全確認大規模建築物について

耐震改修促進法附則第 3 条第 1 項に規定する要緊急安全確認大規模建築物は、地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な建築物である。表 4-2 の規模要件に該当する耐震性が不十分な建築物が対象となるが、本町の民間建築物には該当する建築物はない。

- ・要緊急安全確認大規模建築物（耐震改修促進法附則第 3 条第 1 項）：該当なし

## (5) 地震時に通行を確保すべき道路の沿道建築物について

### ① 地震時に通行を確保すべき道路

地震時に通行を確保すべき道路には、都道府県が指定するもの（耐震改修促進法第 5 条第 3 項第 2 号及び第 3 号）と、市町村が指定するもの（同法第 6 条第 3 項第 1 号及び第 2 号）がある。

道計画では、地震時に通行を確保すべき道路について、次のように規定している。

#### 【地震時に通行を確保すべき道路】

北海道では、地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路として、北海道緊急輸送道路ネットワーク計画において、第 1 次から第 3 次までの緊急輸送道路を位置付けている。北海道では、この緊急輸送道路を耐震改修促進法第 5 条第 3 項第 3 号に規定する「地震時に通行を確保すべき道路」に指定することとする。

また、市町村においても、地域における避難路、密集市街地内の道路など地域防災計画との整合を図りながら、重要度や必要性を勘案し、地震発生時に通行を確保すべき道路を定める必要がある。

本町は「地震時に通行を確保すべき道路」を指定していないことから、本町町域内における、「地震時に通行を確保すべき道路」は、北海道が指定した以下の「地震時に通行を確保すべき道路」のみである。

#### 【本町町域内の地震時に通行を確保すべき道路】

- 特に重要な地震時に通行を確保すべき道路
  - ・北海道横断自動車道（千歳市界から由仁町界まで）
  - ・国道 234 号（苫小牧市界から千歳市界まで）
  - ・道道千歳鶴川線（苫小牧市界から厚真町界まで）
  - ・国道 234 号から陸上自衛隊早来分屯地へ至る町道
  - ・国道 234 号から陸上自衛隊安平駐屯地へ至る町道
- 地震時に通行を確保すべき道路
  - ・道道川端追分線から安平町役場総合支所へ至る町道
  - ・国道 234 号から道道上幌内早来停車場線、安平町役場総合庁舎へ至る町道

## ② 通行障害建築物

耐震改修促進法施行令第4条では、通行障害建築物について次のように規定している。

### 【通行障害建築物】

- ・ 前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員12m以下の場合は6m超）
- ・ 前面道路に面する長さが25mを超え、かつ、前面道路に面する高さが道路中心からの距離の1/2.5倍を超える組積造の塀

## ③ 地震時に通行を確保すべき道路沿道の要安全確認計画記載建築物

耐震改修促進法第5条第3項第2号及び同第6条第3項第1号に規定する地震時に通行を確保すべき道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物は、要安全確認計画記載建築物に該当する。

本町町域には、同法第5条第3項第2号及び同第6条第3項第1号に規定する道路がないため、要安全確認計画記載建築物に該当する建築物はない。

## ④ 地震時に通行を確保すべき道路沿道の特定既存耐震不適格建築物

耐震改修促進法第5条第3項第3号及び同第6条第3項第2号に規定する地震時に通行を確保すべき道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物は、特定既存耐震不適格建築物に該当する。

本町町域には、同法第5条第3項第3号に規定する道路があるが、この道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物は所在しないため、特定既存耐震不適格建築物に該当する建築物はない。

本町の地震時に通行を確保すべき道路の沿道建築物のうち、要安全確認計画記載建築物、特定既存耐震不適格建築物に該当するものはない。

- ・ 要安全確認計画記載建築物（耐震改修促進法第5条第3項第2号）：該当なし
- ・ 要安全確認計画記載建築物（耐震改修促進法第6条第3項第1号）：該当なし
- ・ 特定既存耐震不適格建築物（耐震改修促進法第5条第3項第2号，第3号）：該当なし
- ・ 特定既存耐震不適格建築物（耐震改修促進法第6条第3項）：該当なし

## ⑤ 通学路等沿道のブロック塀について

国の基本方針改正により、「通学路等の沿道のブロック塀等の実態把握を進め、住民の避難等の妨げとなるおそれの高い道路についても、沿道のブロック塀等の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。」との方針が示された。

本町では、令和4年6月に、町内各通学区に係る通学路に面するブロック塀等について把握するため、ブロック塀等実態調査を実施した。調査結果を表4-3に示す。

調査により把握したブロック塀については、今後、危険性について検討することとし、必要に応じて所有者等への情報提供等を行うこととする。また、把握したブロック塀の危険性検討結果や、所有者等への情報提供等に対する反応状況等を勘案したうえで、通学路沿道のブロック塀に係る安全対策について教育委員会事務局と連携して検討を図る。

表4-3 通学路等沿道のブロック塀等実態調査結果

通学区	追分	安平	早来	遠浅
通学路に面するブロック塀等の箇所数	20	1	9	1

(令和4年6月町調べ)

## (6) 民間住宅の耐震化の目標

### ① 民間戸建住宅の耐震化の目標

#### 【令和7年度における民間戸建住宅の耐震化率の目標】

国の基本方針及び道計画では、令和7年度における住宅の目標耐震化率を95%としていることから、本町においても、令和7年度における住宅の目標耐震化率を95%とする。

#### 【令和7年度における民間戸建住宅の耐震化予測(成り行き)の推計】

令和4年1月1日現在の本町固定資産税台帳から推計した民間戸建住宅の耐震化の現況(図4-2)に基づき、本計画期間である令和5年度から令和7年度までの戸建住宅増減要因と要因毎の戸建住宅戸数の想定により、令和7年度末における耐震化率を予測(成り行き)の推計)する。

##### ◇戸建住宅新築戸数の想定

平成24年度から令和3年度までの10年間における本町の年平均戸建住宅新築戸数は20戸(令和4年6月、本町調べ)であることから、今後、令和5年度から令和7年度までの3年間において毎年20戸ずつ戸建住宅が新築されるものと想定する。

##### ◇戸建住宅除却戸数の想定

平成24年度から令和3年度までの10年間における本町の年平均戸建住宅除却戸数は12戸(令和4年6月、本町調べ)であることから、今後、令和5年度から令和7年度までの3年間において、昭和56年以前に建設された「耐震性なし」の戸建住宅が毎年12戸ずつ除却されるものと想定する。

##### ◇「建て替え」による戸建住宅除却戸数の想定

平成23年から平成30年までの8年間における札幌市を除く北海道内全域で新築された住宅の内訳から、16.6%が「建て替え」に該当する(平成30年住宅・土地統計調査、総務省)ことから、今後、令和5年度から令和7年度までの3年間において、昭和56年以前に建設された「耐震性なし」の戸建住宅が毎年3戸(≒年間戸建住宅新築戸数20戸×16.6%)建て替えられるものと想定する。なお、この建て替え戸数は戸建住宅新築戸数20戸の内数として考える。

##### ◇昭和56年以前建設の「耐震改修済み」戸建住宅戸数の想定

平成26年から平成30年までの5年間における札幌市を除く北海道内全域の昭和56年以前に建設された戸建住宅に対して実施された耐震改修工事の内訳から、耐震改修工事実施率が1.3%である(平成30年住宅・土地統計調査、総務省)ことから、今後、令和5年度から令和7年度までの3年間において、昭和56年以前に建設された「耐震性なし」の戸建住宅のうち、毎年3戸(≒昭和56年以前建設の戸建住宅1,239戸×1.3%÷5年)ずつ、耐震改修されるものと想定する。

##### ◇昭和56年以前建設の「耐震性あり」戸建住宅戸数の想定

令和4年度時点における昭和56年以前に建設された「耐震性あり」の戸建住宅は、令和7年度まで増減しないものと想定する。

令和4年度時点における戸建住宅の耐震化率推計値を元に、近年の安平町における戸建住宅に関する各種動向を反映して耐震化率を推計すると、令和7年度時点の民間戸建住宅2,858戸のうち、昭和56年に改正された建築基準法に基づく新耐震基準に適合する戸建住宅は、2,279戸(79.7%)、耐震性が不十分な戸建住宅は579戸(20.3%)となる。

・令和7年度における民間戸建住宅耐震化率(成り行き)の推計)：79.7(%)

【令和7年度までの民間戸建住宅の耐震改修促進戸数】

令和7年度までの成り行きの方針で耐震性が不十分な戸建住宅579戸のうち、令和7年度の民間戸建住宅の目標耐震化率95%を達成するためには、436戸の耐震改修促進に取り組む必要がある。

令和7年度時点の民間戸建住宅の耐震化率目標（95%）を達成するためには、436戸の耐震改修が必要である。

- ・ 令和7年度末までの3年間に必要な耐震改修促進戸数：436戸
- ※年間約146戸の対応が必要

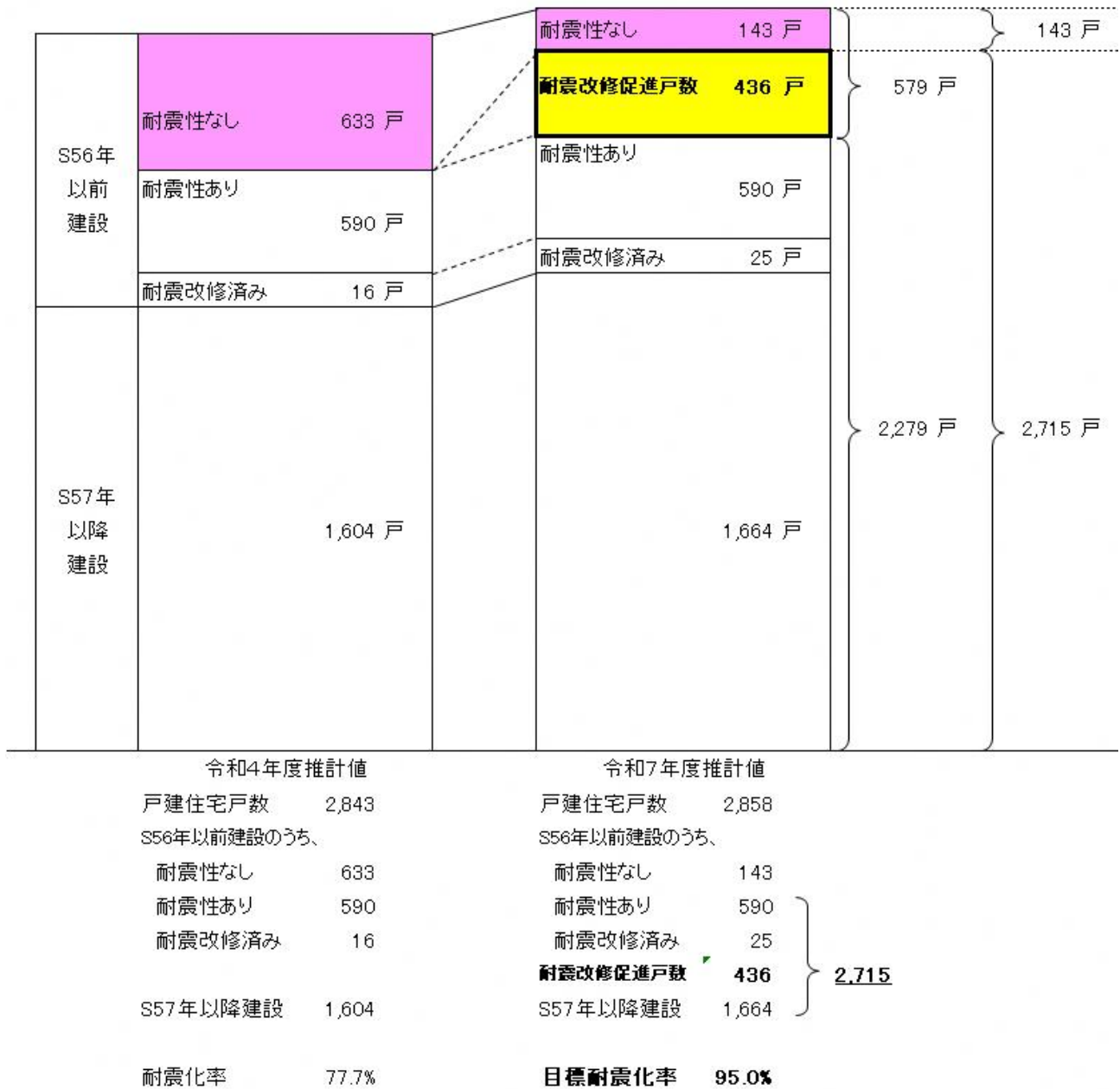


図4-3 民間戸建住宅の耐震化予測（推計）及び目標達成に必要な耐震改修促進戸数の設定

## ② 民間集合住宅の耐震化の目標

### 【令和7年度における民間集合住宅の耐震化の目標】

令和4年度における本町民間集合住宅の耐震化率は98.1%となっており、従前計画における民間集合住宅の目標耐震化率95%を達成している。従って、改定計画においては民間集合住宅の耐震化目標は設定しない。

## (7) 民間の多数利用建築物の耐震化の目標

### 【令和7年度における民間多数利用建築物の耐震化の目標】

令和4年度における本町民間多数利用建築物の耐震化率は100%となっており、従前計画における民間多数利用建築物の目標耐震化率100%を達成している。従って、改定計画においては民間多数利用建築物の耐震化目標は設定しない。

## 5. 公共建築物の耐震化の現況と目標

### (1) 町有建築物の耐震化の現況

#### ① 町が所有する多数利用建築物の耐震化の現況

本町の公共建築物で耐震改修促進法に規定する多数利用建築物に該当するもの（以下「町有多数利用建築物」という。）は17施設23棟あり、このうち、昭和56年以前に建設されたものは5施設（棟）である（表5-1）。この中で、小学校3施設（棟）とおいわけ子ども園〔旧追分庁舎〕を合わせた4施設（棟）については、平成28年度までに耐震診断及び耐震改修工事を終えている。

残る1施設（棟）となった早来公民館〔町民センター〕については、耐震診断の結果、耐震性を有さないと判定されており、現状、特定既存耐震不適格建築物であるが、安平町社会教育施設等長寿命化計画においては、令和5年度に耐震改修設計、令和6年度に耐震改修工事が予定されている。

また、昭和57年以降に建設されたものは12施設18棟あり、これらは昭和56年に改正された建築基準法に基づく新耐震基準に適合する耐震性を有する。

なお、町有多数利用建築物のうち、耐震改修促進法附則第3条第1項に規定する要緊急安全確認大規模建築物に該当する建築物はない。

本町の町有多数利用建築物17施設23棟のうち、昭和56年に改正された建築基準法に基づく新耐震基準に適合する耐震性を有する町有多数利用建築物は22棟（95.7%）、新耐震基準に適合せず耐震性が不十分な町有多数利用建築物は1棟（4.3%）となっている。

- ・町有多数利用建築物の耐震化率（現況）：95.7%
- ・町有の要緊急安全確認大規模建築物（耐震改修促進法附則第3条第1項）：該当なし
- ・町有の特定既存耐震不適格建築物（耐震改修促進法第14条第1号及び第2号）：1棟

表5-1 安平町の町有多数利用建築物

建設区分	施設No.	棟No.	施設名(棟記号)	所在地	建設年	構造	階数	延床面積[m <sup>2</sup> ]	用途	耐震診断	耐震改修
昭56以前	1	1	安平小学校	安平	昭49	RC	2	2,445	学校	済・無	済
	2	2	早来公民館〔町民センター〕	早来北進	昭50	RC	3	3,503	公民館	済・無	未
	3	3	追分小学校	追分柏が丘	昭51	RC	3	4,557	学校	済・無	済
	4	4	遠浅小学校	遠浅	昭53	RC	2	2,454	学校	済・無	済
	5	5	おいわけ子ども園〔旧追分庁舎〕	追分本町	昭55	RC	2	1,779	こども園	済・無	済
昭57以降	6	6	早来さつき公営住宅(A)	早来栄町	平2	RC	3	2,150	公営住宅	—	—
		7	早来さつき公営住宅(B)		平3	RC	3	1,534	公営住宅	—	—
		8	早来さつき公営住宅(C)		平4	RC	3	1,000	公営住宅	—	—
	7	9	デイサービスセンター「サックル」	早来栄町	平5	RC	2	2,773	福祉施設	—	—
	8	10	追分公民館	追分柏が丘	平5	RC	3	2,804	公民館	—	—
	9	11	多目的スポーツセンター	追分中央	平6	S	1	1,137	体育館	—	—

(安平町調べ、令和4年6月)

表5-1 安平町の町有多数利用建築物（つづき）

建設区分	施設No.	棟No.	施設名(棟記号)	所在地	建設年	構造	階数	延床面積[m <sup>2</sup> ]	用途	耐震診断	耐震改修
昭57以降	10	12	追分中央公営住宅(A)	追分中央	平6	RC	3	1,169	公営住宅	—	—
		13	追分中央公営住宅(D)		平8	RC	3	1,109	公営住宅	—	—
	11	14	早来あけぼの特定住宅	早来大町	平7	RC	3	1,621	公営住宅	—	—
	12	15	早来あけぼの公営住宅(A)	早来大町	平8	RC	3	1,514	公営住宅	—	—
	13	16	追分南公営住宅(虹)	追分花園	平13	RC	4	2,588	公営住宅	—	—
		17	追分南公営住宅(雲)		平15	RC	4	1,551	公営住宅	—	—
		18	追分南公営住宅(月)		平17	RC	4	2,588	公営住宅	—	—
		19	追分南公営住宅(星)		平19	RC	4	1,551	公営住宅	—	—
	14	20	遠浅駅前公営住宅	遠浅	平14	RC	3	1,895	公営住宅	—	—
	15	21	はやきた子ども園	早来大町	平21	RC	2	1,715	こども園	—	—
	16	22	追分中学校	追分本町	平24	RC	2	3,541	学校	—	—
	17	23	早来学園	早来大町	令4	混	2	7,089	学校	—	—

(安平町調べ、令和4年6月)

② 災害対策拠点施設の耐震化の現況

耐震改修促進法に規定する多数利用建築物には該当しないが、本町の公共建築物であって、災害対策拠点として防災・災害対策上重要な役割を担う施設については、大地震に対する十分な耐力が必要とされるため、耐震性の検討を行う必要がある。これに該当する施設を表5-2に示す。

本町において、災害対策拠点施設と位置づけられている5施設のうち、昭和56年以前建設のものは2施設あるが、いずれも耐震改修済みとなっている。

本町の災害対策拠点施設5施設は、すべて昭和56年に改正された建築基準法に基づく新耐震基準に適合している。

・災害対策拠点施設の耐震化率(現況)：100.0%

表5-2 安平町の災害対策拠点施設

建設区分	施設No.	施設名	所在地	建設年	構造	階数	延床面積[m <sup>2</sup> ]	耐震診断	耐震改修	備考
昭56以前	1	安平町役場総合庁舎	早来大町	昭32	RC	2	1,614	済・無	済	S62 増築 841 m <sup>2</sup> H21 増築 38 m <sup>2</sup> H29 耐震改修工事
	2	胆振東部消防組合消防署 安平支署追分出張所	追分本町	昭55	RC	2	737	済・無	済	R2 耐震改修工事
昭57以降	3	安平町役場総合支所 〔ぬくもりセンター〕	追分中央	平13	RC	1	2,480	—	—	事務室:1,204 m <sup>2</sup> 温浴施設:1,177 m <sup>2</sup> 機械室他:99 m <sup>2</sup>
	4	胆振東部消防組合消防署 安平支署	早来大町	平21	RC	2	1,509	—	—	
	5	安平町役場総合庁舎(増築)	早来大町	平29	RC	2	1,746	—	—	

資料：安平町公共施設等総合管理計画（平成29年3月策定版）

胆振東部消防組合消防本部消防年報（令和3年版）

(2) 指定避難所の現況

避難所の指定にあたっては、昭和 56 年改正の建築基準法に基づく新耐震基準への適合判定を行う義務づけはないが、避難時・被災時等に町民の生命・身体を守る役割を担う重要な施設であり、大地震に対する十分な耐力が求められるため、構造・規模・用途に関わらず耐震性の検討を行う必要が高い。

表 5-3 には、本町の指定避難所とされている 35 施設（道有施設 1 施設、民間施設 9 施設を含む）を示す。内訳は、昭和 57 年以降に建設されたものが 21 施設、昭和 56 年以前に建設されたものが 14 施設である。昭和 56 年以前に建設された 14 施設のうち、耐震診断未実施のものが 8 施設、耐震診断により耐震性が無いと診断されたものが 1 施設ある。また、残り 5 施設の内訳は、耐震診断により新耐震基準に適合すると診断されたものが 2 施設、耐震改修済みのものが 3 施設である。

なお、所有者別に見ると、公共所有の指定避難所は 26 施設（町有 25 施設、道有 1 施設）あり、そのうち 21 施設が新耐震基準に適合する耐震性を有する。また、民間所有の指定避難所は 9 施設あり、そのうち 5 施設が新耐震基準に適合する耐震性を有する。

本町の指定避難所 35 施設のうち、昭和 56 年に改正された建築基準法に基づく新耐震基準に適合する耐震性を有する指定避難所は 26 施設（74.3%）、新耐震基準に適合せず耐震性が不十分な指定避難所は 9 施設（25.7%）となっている。また、所有者別の指定避難所耐震化状況は、公共所有指定避難所が 26 施設中 21 施設（80.8%）、民間所有指定避難所が 9 施設中 5 施設（55.6%）となっている。

- ・ 本町の指定避難所の耐震化率（現況）：74.3%
- ・ うち、公共所有指定避難所の耐震化率（現況）：80.8%
- 民間所有指定避難所の耐震化率（現況）：55.6%

表 5-3 安平町の指定避難所

地区	建設区分	No.	施設名称	所在地	建設年	地震時の指定避難所	避難対象面積 [㎡]	収容人員 [人]	備考
早来	昭 56 以前	1	早来公民館 [町民センター]	早来北進	昭 50	×	3,503	830	多数利用建築物 耐震性無し
		2	北進会館	早来北進	昭 54	×	169	50	診断未実施
		3	富岡会館	早来富岡	昭 56	○	154	30	民間施設 旧耐震(S55.4.18 確認) 診断未実施
	昭 57 以降	4	東早来会館	東早来	昭 57	○	64	30	民間施設
		5	しらかば会館	早来大町	昭 62	○	209	50	
		6	さつき会館	早来栄町	平 5	○	117	30	
		7	デイサービスセンター 「サックル」	早来栄町	平 5	○	583	50	多数利用建築物
		8	北町会館	早来北町	平 20	○	227	50	
		9	早来学園	早来大町	令 4	○	7,089	416	多数利用建築物
追分	昭 56 以前	10	追分小学校	追分柏が丘	昭 51	○	588	390	多数利用建築物 耐震改修済
		11	豊栄会館	追分豊栄	昭 51	×	95	70	診断未実施
		12	労働会館	追分本町	昭 54	×	132	90	診断未実施
		13	憩の家	追分本町	昭 55	×	96	60	診断未実施

(安平町調べ、令和 4 年 12 月)



表5-3 安平町の指定避難所（つづき）

地区	建設区分	No.	施設名称	所在地	建設年	地震時の指定避難所	避難対象面積 [m <sup>2</sup> ]	収容人員 [人]	備考
追分	昭56以前	14	追分高等学校	追分本町	昭56	○	806	600	道有施設 多数利用建築物 新耐震基準適合
		昭57以降	15	追分中学校	追分本町	平24	○	614	400
	16		追分ふれあいセンター い・ぶ・き	追分本町	平15	○	276	250	民間施設(商工会) 多数利用建築物
	17		追分公民館	追分緑が丘	平5	○	679	500	
	18		多目的スポーツセンター	追分中央	平6	○	1,007	300	
	19		安平町役場総合支所 〔ぬくもりセンター〕	追分中央	平13	○	435	120	
	20		青葉会館	追分青葉	平22	○	290	145	
	21		花園若草会館	追分若草	平15	○	113	80	
	22		明春辺会館	追分弥生	昭58	○	115	80	
	23	旭陽会館	追分向陽	平11	○	309	120		
24	美園会館 〔農村文化センター〕	追分美園	平9	○	397	120			
安平	昭56以前	25	安平小学校	安平	昭49	○	2,388	330	多数利用建築物 耐震改修済
		昭57以降	26	安平公民館	安平	昭57	○	506	50
	27		緑丘会館	早来緑丘	昭57	○	81	30	民間施設
	28		みずほ館	早来瑞穂	平2	○	1,072	100	
	29	守田会館	早来守田	令3	×	51	30	民間施設 今後地震時の避難所へ 指定予定	
遠浅	昭56以前	30	東遠浅生活館	遠浅	昭42	×	132	30	民間施設 診断未実施
		31	新栄第一会館	早来新栄	昭43	×	116	30	民間施設 診断未実施
		32	遠浅小学校	遠浅	昭53	○	2,386	350	多数利用建築物 耐震改修済
		33	新栄第二会館	早来新栄	昭56	○	90	30	民間施設 新耐震基準適合
		34	源武会館	早来源武	昭56	○	65	30	民間施設 旧耐震(S56.4.22 確認) 診断未実施
	昭57以降	35	遠浅公民館	遠浅	平28	○	761	210	

(安平町調べ、令和4年12月)

### (3) 要緊急安全確認大規模建築物について

耐震改修促進法附則第3条第1項に規定する要緊急安全確認大規模建築物は、地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な建築物である。本町の町有建築物のうち、表4-2の規模要件に該当する施設は4施設あるが、いずれも昭和56年に改正された建築基準法に基づく新耐震基準に適合する耐震性を有する。

・要緊急安全確認大規模建築物（耐震改修促進法附則第3条第1項）：該当なし

表5-4 要緊急安全確認大規模建築物の規模要件に該当する町有多数利用建築物（表5-1 抜粋）

建設区分	施設No.	棟No.	施設名	所在地	建設年	構造	階数	延床面積[m <sup>2</sup> ]	用途	耐震診断	耐震改修
昭56以前	3	3	追分小学校	追分柏が丘	昭51	RC	3	4,557	学校	済・無	済
昭57以降	15	21	はやきた子ども園	早来大町	平21	RC	2	1,715	こども園	—	—
	16	22	追分中学校	追分本町	平24	RC	2	3,541	学校	—	—
	17	23	早来学園	早来大町	令4	混	2	7,089	学校	—	—

（安平町調べ、令和4年6月）

### (4) 地震時に利用を確保することが公益上必要な建築物（防災拠点建築物）について

防災拠点建築物は、都道府県が指定する要安全確認計画記載建築物（耐震改修促進法第5条第3項第1号）である。

道計画では、防災拠点建築物について、次のように規定している。

#### 【防災拠点建築物】

耐震改修促進法附則第3条第1項に規定する要緊急安全確認大規模建築物のうち、災害対策基本法第2条に規定する地域防災計画において、地震が発生した場合における避難所として位置付けられているもの、又は位置付けられることが確実なもの。

また、地震発生時に避難所として活用することについて、市町村と要安全確認計画記載建築物として必要な協定を締結しているもの。

本町には要緊急安全確認大規模建築物に該当する建築物がないことから、防災拠点建築物に該当する要安全確認計画記載建築物も所在しない。

・要安全確認計画記載建築物（耐震改修促進法第5条第3項第1号）：該当なし

## (5) 公共建築物の耐震化の目標

### 【令和7年度における町有多数利用建築物の耐震化率の目標】

道計画では、令和7年度までに耐震性の不十分な多数利用建築物を「おおむね解消」することを目標としている。

一方、令和4年度における町有多数利用建築物の耐震化率は96.0%となっており、道計画の目標である「おおむね解消」の圏内にある。従って、改定計画においては目標値の設定を行わないが、早来公民館〔町民センター〕について、令和7年度までの耐震改修工事完了を目指す。

表5-5 施設活用方針

施設名	建設年	耐震診断	耐震改修	施設活用方針
早来公民館 〔町民センター〕	昭50	済・無	未	耐震診断の結果、耐震性を有さないと判定されているが、安平町社会教育施設等長寿命化計画(令和4年5月)において、令和5年度に耐震改修設計、令和6年度に耐震改修工事が予定されている。このため、本施設については、令和7年度までの耐震改修工事完了を目指す。

## (6) 公共建築物の耐震化の取組み方針

### ① 公共建築物の耐震化対応に関する検討組織による継続的な検討

各公共建築物の耐震化対応に関する検討組織を継続し、優先的に耐震化事業に着手すべき施設とその耐震化の方針（耐震補強、用途廃止（閉鎖）・解体、建て替え等）などに関する継続的な検討と、庁内・関係機関及び町内の合意形成を図るものとする。

検討組織においては、各施設の用途・役割や規模、及び耐震診断の評価結果及び耐震化に係る専門技術者等の意見を参考としながら、地域性を勘案した検討を進める。

### ② 検討組織等の検討結果に基づき、公共建築物の耐震化事業の実施

検討組織等により位置づけされた耐震化の方針等に基づき、令和7年度までに指定避難所に該当する町有施設のうち、耐震性が不十分な4施設について耐震化に努めるものとする。

## 6. 住宅・建築物の耐震化促進に向けた取り組み方針

### (1) 耐震化促進に向けた各主体の役割

#### ① 所有者の役割

住宅や建築物は、地域社会のなかで構成員である住民の生活基盤であり、また企業等においては経済活動の基盤でもある。

住宅・建築物の所有者は、地震防災対策が自らの生命や財産の保全につながるとともに、隣接する建築物や道路へ及ぼす被害の抑制にもつながることを認識し、自らの問題のみならず、地域の問題といった意識を持って、主体的に住宅・建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

#### ② 建築関連事業者の役割

建築関連事業者は、住宅・建築物の耐震性など人命に関わる重要な責任を負っていることを認識し、住宅・建築物の所有者をはじめとした地域社会との信頼関係の一層の構築を図り、地震に対する安全性を確保した良質な住宅・建築物ストックの形成に努めるものとする。

#### ③ 安平町の役割

町民の安全・安心を確保することは、安平町の重要な責務であり、相談体制の整備や適切な情報提供等、安心して耐震診断・改修が行える環境整備や住宅・建築物の安全性の向上に関する啓発及び知識の普及などに努めるものとする。

また、安平町は自ら所有・管理する住宅・建築物の耐震化に率先して取り組むものとする。

さらに、北海道及び関係機関・建築関連団体等と連携し、耐震化に関する技術の研究・開発の成果や最新の情報・知識の普及啓発に努めるものとする。

### (2) 耐震化促進に向けた施策の基本的方向

#### ① 施策の基本的方向

住宅・建築物の耐震化の目標達成に向けて、次の3つを施策の基本的方向とし、国の住宅・建築物耐震改修等事業等の活用と、北海道との連携を図りながら、効果的、効率的な施策を展開するものとする。

- 1) 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及
- 2) 耐震診断・改修の促進を図るための支援や環境整備
- 3) 耐震診断・改修を担う人材の技術力向上

表6-1 安平町の住宅・建築物の耐震化促進施策の体系

施策の基本的方向	施策内容
1)住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及	①揺れやすさマップの更新・公表 ②住宅・建築物の地震防災対策普及ツールの配布 ③一般向けセミナー等の開催 ④自治会等との連携
2)耐震診断・改修の促進を図るための支援や環境整備	①耐震診断・改修に係る相談体制の整備 ②耐震診断・改修に係る情報提供の充実 ③耐震改修の促進を図るための支援 ④地震時に通行を確保すべき道路(緊急輸送道路)の指定 ⑤その他の地震時の安全対策の推進
3)耐震診断・改修を担う人材の技術力向上	①専門技術者育成のための耐震診断・改修技術等の講習会等の案内 ②地震発生時の対応(応急危険度判定の必要な措置)

## ② 重点的に耐震化を図る地域と建築物

### 1) 重点的に耐震化を図る地域

本町は、地区別の揺れやすさの差異が小さいことから、重点的に耐震化を図る地域として全町域を指定する。

### 2) 重点的に耐震化を図る建築物

#### ア) 要緊急安全確認大規模建築物

令和4年時点において、本町で要緊急安全確認大規模建築物に該当する建築物は所在しない。

#### イ) 要安全確認計画記載建築物

令和4年時点において、本町で要安全確認計画記載建築物に該当する建築物は所在しない。

#### ウ) 特定既存耐震不適格建築物

令和4年時点において、本町で特定既存耐震不適格建築物に該当する建築物は、耐震診断の結果、耐震性を有しないと判定されている、早来公民館〔町民センター〕1棟のみである。ただし、安平町社会教育施設等長寿命化計画において、令和5年度に耐震改修設計、令和6年度に耐震改修工事が予定されていることから、令和7年度までの確実な耐震改修工事完了を目指す。

## (3) 地震時に通行を確保すべき道路の指定

本町では、耐震改修促進法第6条第3項に基づく「地震時に通行を確保すべき道路」の指定を行っていないが、国の基本方針改正において、「通学路等の沿道のブロック塀等の実態把握を進め、住民の避難等の妨げとなるおそれの高い道路についても、沿道のブロック塀等の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである」とされたことから、通学路等沿道のブロック塀等の危険性検討結果等を勘案し、「地震時に通行を確保すべき道路」、「沿道のブロック塀等の耐震化を図ることが必要な道路」として指定することについて、必要に応じて検討するものとする。

## 7. 安平町の住宅・建築物の耐震化促進に向けた施策

### (1) 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

#### ① 揺れやすさマップの更新・公表

住宅・建築物所有者等の意識の啓発を図るため、発生のおそれがある地震による危険性の程度を記載した揺れやすさマップ（地震防災マップ）を、更新・公表する。

#### ② 住宅・建築物の地震防災対策普及ツールの配布

住宅所有者向けに「誰でもできるわが家の耐震診断（(一財)日本建築防災協会）」や「地震に強い家づくり（北海道建設部住宅局建築指導課）」等のパンフレットなどを活用し普及啓発資料を配布する。

#### ③ 一般向けセミナー等の開催

町民に対して、建築物防災週間等の各種行事やイベント等の機会を利用し、必要に応じて、建築物の耐震診断及び耐震改修の重要性について普及啓発を図る。

#### ④ 自治会等との連携

地震防災対策の基本は「自らの命は自ら守る」「自らの地域は皆で守る」であり、地域が連携して地震対策を講じることが重要である。

町は、自治会等に対して、耐震診断や耐震改修の普及啓発資料を配布する。

### (2) 耐震診断・改修の促進を図るための支援や環境整備

#### ① 耐震診断・改修に係る相談体制の整備

町では建設課を建築相談窓口として住宅建築・リフォーム等の各種相談に応じているが、耐震診断・改修に係る相談等にも対応することとし、引き続き窓口の充実を図る。

また、北海道が実施している戸建て住宅を対象とした無料耐震診断（胆振総合振興局管内においては胆振総合振興局が対応窓口）や、本町が実施している「安平町既存住宅耐震診断等費用補助金交付制度」を活用した耐震診断、補強設計、耐震改修、及び住宅に係る耐震改修促進税制の案内・相談を継続する。

#### ② 耐震診断・改修に係る情報提供の充実

町のホームページを活用し、地震防災対策に関する普及啓発等、耐震診断・改修等に係る情報提供を継続するとともに、その充実を図る。

### ③ 耐震改修の促進を図るための支援

本町では、リフォームの機会に併せて耐震改修工事に取り組みやすい環境の整備を目的として、平成26年度に「安平町住宅リフォーム助成制度」を創設したところであるが、平成29年3月に策定された「第2次安平町総合計画」において、移住・定住を促すために町内空き家の活用施策を展開するとともに、当該助成制度の拡充や見直しについて検討することが示された。

その後、当該助成制度の利用状況、耐震改修の促進状況を勘案したうえで、制度拡充について検討し、令和元年度より、新たに「安平町既存住宅耐震診断等費用補助金制度」を創設した。町は、継続的に当該助成制度の町民への周知を行うこととし、町内既存住宅の耐震診断、補強設計及び耐震改修工事の促進を図る。

また、平成18年度の税制改正により、個人が住宅の耐震改修をした場合に適用可能となる「住宅に係る耐震改修促進税制」として、所得税控除及び固定資産税減税の時限付き特例措置が創設された。その後、幾度かの特例措置延長・拡充を経て、税制特例が適用可能となっている。

### ④ 地震時に通行を確保すべき道路（緊急輸送道路）の指定

北海道では、地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、北海道緊急輸送道路ネットワーク計画に指定する道路（北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会）を「地震時に通行を確保すべき道路」として指定している。このうち、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急、消火活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から、北海道緊急輸送道路ネットワーク計画の第一次緊急輸送道路区分の道路については、「特に重要な地震時に通行を確保すべき道路」として指定している。町では、これら指定道路を、本計画及び揺れやすさマップにより周知・公表する。

### ⑤ その他の地震時の安全対策の推進

ブロック塀の安全対策、ガラスの飛散対策、大規模空間をもつ建築物の天井落下防止対策及びエレベーター閉じ込め防止対策のため、町では被害の発生のおそれのある建築物等を把握するとともに、建築物所有者等に必要な対策を講じるように指導する。

また、老朽化が著しく、危険を及ぼす可能性のある空き家の増加が見込まれることから、空き家の解体補助制度の創設について調査・検討を行う。

## （3）耐震診断・改修を担う人材の技術力向上

### ① 専門技術者育成のための耐震診断・改修技術等の講習会等の案内

町内の専門技術者育成のために、北海道や（財）北海道建築指導センター等が開催する耐震診断技術講習会・性能向上リフォーム・応急危険度判定士講習会等の案内・紹介を行い、積極的な参加を促す。

### ② 地震発生時の対応（応急危険度判定の必要な措置）

地震により建築物・宅地等が被害を受け、被災建築物等の応急危険度判定が必要な場合、町は判定実施本部等を設置し、北海道と連携し、全国に対して応急危険度判定士の派遣要請や判定士の受け入れ等の必要な措置を講じる。

## 8. 耐震改修促進法及び建築基準法に基づく指導等について

### (1) 耐震改修促進法に基づく指導等

平成 25 年の耐震改修促進法の改正により、現行の建築基準法令の耐震関係規定に適合しない全ての住宅や建築物の所有者に対して、耐震診断と必要に応じた耐震改修の努力義務が課されることとなった。

このため、所管行政庁（本町においては、北海道）と十分な調整を行い、連携を図りながら、周辺への影響などを勘案して必要があると認めるときは、その所有者に対して、耐震診断及び耐震改修について必要な指導・助言を行い、住宅・建築物の耐震診断、耐震改修の促進に努めるものとする。

### (2) 建築基準法に基づく勧告または命令

北海道では、耐震改修促進法の規定に基づく指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、所有者が必要な対策をとらなかった場合には、必要に応じて建築基準法に基づく勧告、命令を行うこととしていることから、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、北海道と十分な調整を行い、連携を図りながら対応していくものとする。

### (3) 所管行政庁との連携

安平町における所管行政庁は、北海道である。

安平町は、建築物の耐震化を促進するために、所管行政庁である北海道と十分な連絡調整を行い、連携しながら、効果的な指導や対策等に取り組んでいくものとする。

※ 耐震改修促進法における定義：「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。



## 9. 計画の推進に関する事項

### (1) 北海道及び関係団体との連携について

建築物の耐震化を促進するためには、指導等を行うにあたり、その内容、実施方法を定め、効果的な実施を図っていく必要がある。

安平町は、北海道が設置した「全道住宅建築物耐震改修促進会議」や「全道建築防災・維持保全連絡会議」などの場への参加を継続し、耐震化に関する情報を取得しながら、住宅及び建築物の耐震化に向けて取り組んでいくものとする。

### (2) 安平町の計画推進体制について

安平町の今後の庁内体制として、通学路等沿道のブロック塀に係る安全対策について教育委員会事務局と連携して検討を図るほか、必要と認められる場合には関係部局による耐震改修促進会議を開催し、計画の推進に向けて所管する公共建築物及び民間建築物の耐震化に取り組んでいくものとする。